

障害福祉サービス事業者自主点検表

(令和6年5月版)

【生活介護・短期入所】

障害福祉サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害福祉サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

【現行】 自主点検表に記載し紙で提出

【変更】 【提出用】に記載（入力）し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載（入力）してください。

- ① 定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自主点検表は、生活介護、共生型生活介護、短期入所および共生型短期入所の運営基準等を基調に作成されています。

点検項目ごとに事業所種別が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)
条例	甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 31 年甲府市条例第 6 号)
最低基準条例	甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 31 年甲府市条例第 8 号)
省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平 18 年厚生労働省令第 171 号)(指定基準)
最低基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業設備及び運営に関する基準(平 18 年厚生労働省令第 174 号)(最低基準)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(指定基準の解釈通知)
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)(報酬告示)
報酬通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号)(報酬告示の留意事項通知)
<539>	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 18 年厚生労働省告示第 539 号)
<544>	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)
<548>	厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 548 号)
Q&A	障害福祉サービス等に関するQ & A(厚生労働省ホームページに掲載)

指定障害福祉サービス事業所自主点検表 目次

項目	内容
第1	基本方針
1	基本方針
2	利用者の状況
3	従業者の状況
第2	人員に関する基準
4	従業者の員数
5	従業者の員数(共生型)
6	サービス管理責任者
7	従業者の職務の専従
8	労働条件の明示等
9	従業者の秘密保持等
10	管理者
11	従たる事業所を設置する場合の特例
第3	設備に関する基準
12	設備
13	設備(共生型)
第4	運営に関する基準
14	施設・設備の状況
15	内容及び手続きの説明・同意
16	秘密保持等(個人情報提供同意書)
17	契約支給量の報告等
18	入所の開始及び終了
19	入退所の記録の記載等
20	提供拒否の禁止
21	連絡調整に対する協力
22	サービス提供困難時の対応
23	受給資格の確認
24	介護給付費(訓練等給付費)の支給の申請に係る援助
25	心身の状況等の把握
26	指定障害福祉サービス事業者等との連携等
27	サービスの提供の記録
28	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等
29	利用者負担額等の受領
30	利用者負担額に係る管理
31	介護給付費(訓練等給付費)の額に係る通知等
32	サービスの取扱方針
33	個別支援計画の作成
34	サービス管理責任者の責務
35	相談及び援助
36	介護
37	サービスの提供
38	入浴支援
39	喀痰吸引等について
40	生産活動
41	工賃の支払等
42	職場への定着のための支援等の実施
43	食事
44	緊急時等の対応
45	健康管理
46	利用者の預り金等の取扱い
47	利用者に関する市町村への通知

項目	内容
48	管理者の責務
49	運営規程
50	勤務体制の確保等
51	業務継続に向けた取組の強化について
52	定員の遵守
53	非常災害対策
54	衛生管理等
55	協力医療機関
56	掲示
57	身体拘束等の禁止
58	情報の提供等
59	利益供与等の禁止
60	苦情解決
61	事故発生時の対応
62	虐待の防止
63	会計の区分
64	地域との連携
65	記録の整備
66	変更の届出等
67	関係施設からの技術的支援
68	共生型サービスの留意事項

第1 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 基本方針	(1)事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	はい いいえ	条例第4条 省令第3条
	(2)事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい いいえ	
	(3)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか。 ※関連項目→項目49「運営規程」、57「身体拘束等の禁止」	はい いいえ	
	(4)事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。	はい いいえ	障害者虐待防止法第6条
	※養護者(障害者福祉施設従事者等)による障害者虐待に該当する行為 ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ⑤ 養護者又は障害者の親族が(障害者福祉施設従事者等が)障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。		障害者虐待防止法第2条
	(5)障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい いいえ	障害者虐待防止法第7条、第16条
	(6)障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい いいえ	障害者虐待防止法第15条
	<参照> ・厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成30年6月改訂版 厚労省社会・援護局) ・厚労省通知「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日付け障発第1020001号)		
	(7) 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	はい いいえ	条例第5条 【独自基準】
	(8)【生活介護】 生活介護サービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい いいえ	条例第83条 省令第77条

項目	点検のポイント	点検	根拠															
	(9)【短期入所】 短期入所サービスは、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい いいえ	条例第 108 条 省令第 114 条															
2 利用者の 状況	●サービス種別ごとに利用者の状況を記入してください。(年 月 日現在)																	
	サービス 種別	定員			現員 (契約者数)			①前年度 利用者延数(※)				②前年度 開所日数			前年度平均利用者 数 ①／②			
	生活介護																	
	短期入所 (前年度の 利用者延 数)	障害 区分 支援	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	開所 日数	利用者 平均 数	
	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
合計																		
(※)「①前年度利用者延数」…前年度(4月～3月)の各月の利用者の延べ数を合計した数 ※ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を計算する際の利用者数は、前年度の平均を用います(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数によります)。 この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数(短期入所は入所した日を含み、退所した日を含まない)を当該前年度の開所日数で除した数とします(小数点第 2 位以下を切り上げ)。(報酬通知第二の1(通則)(5))																		
●「生活介護」については、下記の表に直近の状況を記載してください。																		
月 日現在		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	その他										
生活介護(契約者数) の障害支援区分		人	人	人	人	人	人	人										

項目	点検のポイント						点検	根拠																																																																																								
3 従業者の 状況	●管理者及びサービス種別ごとの従業者の人数を記入してください。																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理者</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サービス管理責任者</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生活支援員</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">看護職員</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医師</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> </tbody> </table>				職種	人数	内訳		管理者	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人	サービス管理責任者	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人	生活支援員	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人	看護職員	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人	医師	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">理学療法士 作業療法士</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">調理員</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="2">常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>専従 人</td> </tr> <tr> <td>兼務 人</td> </tr> </tbody> </table>				職種	人数	内訳		理学療法士 作業療法士	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人	調理員	人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人		人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人		人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人		人	常勤	専従 人	兼務 人	非常勤	専従 人	兼務 人
	職種	人数	内訳																																																																																													
	管理者	人	常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
			非常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
	サービス管理責任者	人	常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
			非常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
	生活支援員	人	常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
			非常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
	看護職員	人	常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
			非常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
	医師	人	常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
			非常勤	専従 人																																																																																												
				兼務 人																																																																																												
	職種	人数	内訳																																																																																													
	理学療法士 作業療法士	人	常勤	専従 人																																																																																												
兼務 人																																																																																																
非常勤			専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
調理員	人	常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
		非常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
	人	常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
		非常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
	人	常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
		非常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
	人	常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
		非常勤	専従 人																																																																																													
			兼務 人																																																																																													
※ 必要に応じて、職名等を追加、変更して記載してください。																																																																																																
＜用語の説明＞ ・常勤：障害福祉サービス事業所等における勤務時間が当該障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ※母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業者をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該障害福祉サービス事業所等の職務と同時に並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることになります。 ただし、併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「他の事業所、施設等の職務に従事させることができる」といった但し書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 ・非常勤：常勤の者の勤務時間に満たない者。 ・専従：兼務でない職員 ・兼務：複数の職に従事する職員（例：管理者とサービス管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務） ・基準数：人員配置体制加算を算定している場合は、その満たすべき従業者員数 ・常勤換算方法：従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数																																																																																																

項目	点検のポイント	点検	根拠
	を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。 <多機能型事業所> 省令第215条、解釈通知第14の1 ① 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、各サービスの基準にかかわらず、医師及びサービス管理責任者を除き、従業者のうち1人以上の者を常勤としなければなりません。 ② サービス管理責任者の員数は、一体的に行う多機能型事業所を一の事業所とみなしたときの利用者数の合計に応じた数とします。 ③ 各サービスに配置する従業者は、管理者及びサービス管理責任者を除いて、各サービス間での兼務は認められません。 ④ 利用定員の合計数が20人未満の多機能型事業所は、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能です。 <多機能型事業所として指定を受けることができるサービス> 生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス		

第2 人員に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠								
4-1 従業者の員数 【生活介護】 ※共生型は次項目	(1) 生活介護事業所の、生活支援員、看護職員（保健師、看護師・准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数は、常勤換算方法で、次の①～③の平均障害支援区分に応じた数となっていますか。 ① 平均障害支援区分4未満 → 利用者数を6で除した数以上 ② 平均障害支援区分4以上5未満 → 利用者数を5で除した数以上 ③ 平均障害支援区分5以上 → 利用者数を3で除した数以上 (小数点第2位以下切り捨て) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度の平均利用者数(a)</th><th>平均障害支援区分(※)</th><th>除する数(b) (6か5か3)</th><th>必要人員 (a÷b)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (※) 平均障害支援区分＝[(2×区分2の利用者延べ数)+(3×区分3の利用者延べ数)+(4×区分4の利用者延べ数)+(5×区分5の利用者延べ数)+(6×区分6の利用者延べ数)]÷利用者総延べ数(小数点第2位以下は四捨五入) ※利用者延べ数…前年度の利用者延べ数(1名が100日利用した場合100) ※人員配置体制加算を算定する場合は、「利用者数：従業者数(常勤換算)」が次のとおり→介護給付費の項目で点検してください。 □加算(Ⅰ)…(1.7:1)※区分5,6に該当する(準ずる)利用者が60/100以上 □加算(Ⅱ)…(2:1) ※区分5,6に該当する(準ずる)利用者が50/100以上 □加算(Ⅲ)…(2.5:1)	前年度の平均利用者数(a)	平均障害支援区分(※)	除する数(b) (6か5か3)	必要人員 (a÷b)					はい いいえ	条例第84条 省令第78条 解釈通知 第五の1(2)
前年度の平均利用者数(a)	平均障害支援区分(※)	除する数(b) (6か5か3)	必要人員 (a÷b)								
	(2) 看護職員及び生活支援員は、生活介護の単位ごとに、それぞれ1以上配置しており、かつ、看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤となっていますか。	はい いいえ	条例第84条 省令第78条 解釈通知 第五の1(2)								
	(3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、当該訓練を行うために必要な数となっていますか。	はい いいえ 該当なし									

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	※ 理学(作業)療法士及び言語聴覚士の確保が困難な場合は、機能訓練指導員として、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士を置くことができます。 ※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練は、生活支援員が兼務して差し支えありません。		
	(4) 医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。 ☐ 必要な勤務日数、時間が確保されていますか。 ☐ 手当は、勤務時間、職務内容等に見合った適正な額になっていますか。 ☐ 嘱託医契約書は作成されていますか。 ※ 必要な数の配置とは、嘱託医を確保している場合、又は看護師等による利用者の健康状況の把握等が実施され、必要に応じた医療機関への通院等に対応が可能な場合は、これを満たすものとして取扱って差し支えありません。ただし、看護師等による場合は医師未配置減算となります。 ※ 嘱託医の場合、利用者に対する医療については診療報酬が算定できない場合があります。	はい いいえ	
4-2 従業者の 員数 【短期入所】 ※ 共生型は 次項目	(1)-1【併設型】 指定宿泊型自立訓練事業所等^(※)が指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上となっていますか。 (※) 指定宿泊型自立訓練事業所等…指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助	はい いいえ	条例第 109 条 省令第 115 条 解釈通知 第六の 2
	(1)-2【併設型】 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、(1)-1に掲げる時間以外の時間においては、次のとおり配置していますか。 ア 当該日の利用者数が6人以下 →生活支援員又はこれに準ずる従業者 1以上 イ 当該日の利用者数が7人以上の場合 →生活支援員又はこれに準ずる従業者 [1]+[利用者数が6を超えて6又は端数を増す毎に+1]の数以上	はい いいえ	
	(2)-1【単独型(指定生活介護事業所等)】 指定生活介護事業所等^(※)において指定短期入所の事業を行う場合、指定生活介護事業所等のサービス提供時間帯においては、当該指定生活介護事業所等の利用者数及び当該単独型短期入所事業所の利用者数の合計を当該指定生活介護事業所等の利用者数とみなした場合において、生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上となっていますか。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	(※)生活介護事業所等…生活介護事業所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、共同生活援助事業所(日中サービス支援型、外部サービス利用型を含む)又は障害児通所支援事業所		
	(2)ー2【単独型(指定生活介護事業所等)】 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、2ー(1)に掲げる時間以外の時間においては、次のとおり配置していますか。 ア 当該日の利用者数が6人以下 →生活支援員又はこれに準ずる従業者 1以上 イ 当該日の利用者数が7人以上の場合 →生活支援員又はこれに準ずる従業者 [1]+[利用者数が6を超えて6又は端数を増す毎に+1]の数以上	はい いいえ	
	(2)ー3【単独型(生活介護事業所等以外)】 生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合、次のとおり配置していますか。 ア 当該日の利用者数が6人以下 →生活支援員又はこれに準ずる従業者 1以上 イ 当該日の利用者数が7人以上の場合 →生活支援員又はこれに準ずる従業者 [1]+[利用者数が6を超えて6又は端数を増す毎に+1]の数以上	はい いいえ	
	(3)【空床利用型】 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とみなされる数以上の従業者を配置していますか。	はい いいえ	
5 従業者の 員数	共生型障害福祉サービスを受ける利用者数を含めて本体事業(児童発達支援等、通所介護等、小規模多機能型居宅介護介護等)の利用者数とした場合(※)に、本体事業所として必要とされる数以上の従業者を配置していますか。	はい いいえ	条例第 101 ～ 103 条、120 条、 121 条
【共生型】	※小規模多機能型居宅介護事業所等^(※1)の場合は、共生型通いサービス^(※2)の利用者の数を含めて当該小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者とした場合 (※1)多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (※2)共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス		省令第93条の2 ～4、125条の2 ～3 解釈通知 第五の4、第六 の5
6 サービス管 理責任者	(1)サービス管理責任者は、事業所ごとに、次のとおり配置していますか。 ①利用者数の合計が 60 以下 →1以上 ②利用者数の合計が 61 以上 →60を超えて 40 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	はい いいえ	条例第 84 条 省令第 78 条
【生活介護】	※ 利用者数は、前年度平均値(項目2「利用者の状況」を参照) ※ 多機能型事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を除く)は、多機能型事業所を1事業所とみなして利用者数を算定します。		解釈通知 第五の1(4)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	(2)サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤となっていますか。	はい いいえ	<544>
	(3)実務経験 サービス管理責任者は、実務経験者（下記ア～ウのいずれかの要件を満たす者）ですか。	はい いいえ	
	☐ ア (一)及び(二)の期間が通算して5年以上		
	☐ イ (三)の期間が通算して8年以上（H31.3.31 までは10年以上でしたが緩和されました）		
	☐ ウ (一)から(三)までの期間が通算して3年以上かつ(四)の期間が通算して3年以上		
	(一)相談支援の業務 (障害児(者)相談支援事業、障害者・老人福祉施設等の従業者が行う、身体又は精神上的の障害がある者等への相談、支援等) (二)直接支援の業務 (障害児(者)入所施設・老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、老人居宅介護等事業所等の従事者である社会福祉主事任用資格者、児童厚生員任用資格者、保育士が行う、日常生活に支障のある身体又は精神上的の障害がある者への介護等) (三)直接支援の業務 (社会福祉主事任用資格者等でない者) (四)保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士など、国家資格等に基づく業務経験 ※実務経験者であるものについて、新規に事業を開始してから起算して1年間は研修修了要件を満たしているものとみなす経過措置は、平成31年3月31日をもって終了しました。 ※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合、当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものについては、研修修了要件を満たしているものとみなします。（やむを得ない事由に該当するかどうかは、必ず市（障がい福祉課）へ相談してください。）		
	(4)相談支援従事者初任者研修 サービス管理責任者は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）又は旧障害者ケアマネジメント研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。	はい いいえ	
	(5)基礎研修 サービス管理責任者は、上記（3）の実務経験者（又は実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が2年以内）になってから、サービス管理責任者基礎研修を終了し、終了証の交付を受けていますか。 ※基礎研修修了者は、既に常勤のサービス管理責任者を配置している事業所等において、2人目のサービス管理責任者等として配置することができ、個別支援計画の原案を作成することができます。 ※【経過措置】 実務経験者が平成31年4月1日以後平成34年（令和4年）3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなします。（基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要します。）	はい いいえ	
	(6)実践研修 サービス管理責任者は、下記イ又はロの要件を満たし、サービス管理責任者実践研修を修了し、修了証の交付を受けていますか。	はい いいえ 旧サビ管研修修了	

項目	自主点検のポイント		点検	根拠
	☐ イ	基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者	(年) 受講予定 (年)	
	☐ ロ	実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者のうち、平成31年4月1日において旧告示に定めるサービス管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの		
	(7)更新研修 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 【経過措置】 ※平成31年3月31日までに旧サービス管理責任者研修を修了した者については、平成36年(令和6年)3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなします。 ※実践研修修了者、旧サビ管研修修了者が期日までに更新研修修了者とならなかった場合、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となります。		はい いいえ 受講予定 (年)	
7 従業者の 職務の専 従 【生活介護】 ※共生型は 除く	従業者は、専ら当該事業所の職務に従事していますか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。 ＜サービス管理責任者及び従業者の勤務形態＞ (1)サービス管理責任者 ・原則として専従でなければならず、生活支援員等との兼務は認められません。(サービス提供に支障がない場合は可) ・サービス管理責任者が生活支援員等の他の職務に従事した勤務時間を、他の職務に係る常勤換算に当たって、勤務時間に算入することはできません。ただし、定員20人未満の事業所は上記算入が可能です。 ・1人のサービス管理責任者は利用者数60人までの個別支援計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲内で、①又は②のサービス管理責任者との兼務は差し支えありません。 ① 共同生活援助 ^(※) 、宿泊型生活訓練、自立生活援助 ② 大規模事業所等の、専従・常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者 (※)共同生活援助は利用者1人を2人としてカウントします。 (2)従業者 サービス管理責任者を除く従業者も、原則として専従ですが、時間を分けて複数の事業所に勤務することも可能です。この場合、それぞれの事業所における当該従業者の常勤換算は、それぞれの事業所に勤務した時間を算定します。(それぞれの事業所において非常勤扱い)		はい いいえ	条例第84条 省令第78条第 3項5号 解釈通知 第五の1(4)
8 労働条件 の明示等	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所・従事すべき業務の内容 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務を		はい いいえ	労働基準法 第15条 労働基準法施 行規則 第5条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	させる場合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑦昇給に関する事項 （⑧昇給の有無 ⑨退職手当の有無 ⑩賞与の有無、⑪相談窓口） ※パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記⑧～⑪についても文書で明示しなくてはなりません。		
9 従業者の 秘密保持等	（1）従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい いいえ	条例第100条準用（第38条の例による） 省令第93条準用（第36条の例による）
	（2）従業者及び管理者であった者（退職後を含む）が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。	はい いいえ	解釈通知 第三の3(27)の例による
10 管理者	（1）【生活介護】 事業者は、専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 管理者は、原則として専従ですが、管理業務に支障がないときは、ア又はイのとおりの他の職務との兼務ができます。 ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者 イ 他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者 ※ 共生型障害福祉サービスの管理者と本体事業所の管理者を兼務することは差し支えありません。	はい いいえ	条例第86条準用（第56条の例による） 省令第80条準用（第51条の例による） 解釈通知 第五の1(6)準用（第四の1(7)①の例による）
	（2）【生活介護】 事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者等としていますか。 ☐ 社会福祉主事任用資格者 ☐ 社会福祉士 ☐ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ☐ これらと同等以上の能力を有すると認められる者 等	はい いいえ	最低基準条例 第36条 （第7条の例による） 最低基準省令 第35条 （第6条の例による）
	（3）【短期入所】 事業者は、専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 管理者は、原則として専従ですが、管理業務に支障がないときは、ア又はイのとおりの他の職務との兼務ができます。 ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者 イ 他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者 ※ 共生型障害福祉サービスの管理者と本体事業所の管理者を兼務することは差し支えありません。	はい いいえ	条例第110条準用（第56条の例による） 省令第116条準用（第51条の例による） 解釈通知 第六の2(2)準用（第四の1(7)①の例による）
11 従たる事業	事業所において「従たる事業所」を設置している場合、主たる事業所及び従たる事務所において、それぞれ常勤かつ専従の従業者（サービス管理責任者を除く。）が	はい いいえ	条例第85条 省令第79条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
所を設置する場合の特例 【生活介護】	1人以上確保されていますか。 <従たる事業所の設置要件> ① 人員及び設備に関する要件 ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「従たる事業所」の利用定員が次のとおりであること。 (Ⅰ)生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援:6人以上 (Ⅱ)就労継続支援(A型・B型):10人以上 ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であり、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みの調整、職員への技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制や勤務内容等が一元的に管理されていること。また、随時、互いの事業所間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に一体的な対応ができる体制にあること。 エ 同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の職員管理及び会計管理が一元的に行われていること。	該当なし	解釈通知 第二の1

第3 設備に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
12-1 設備 【生活介護】 ※共生型は次項目	事業所に、次の各項目及びその他の運営に必要な設備を設けていますか。 また、サービスごとに専用(支援に支障がない場合は、この限りでない)となっていますか。 <専用となっているものにチェックしてください。> ☐ 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備える。 ☐ 相談室 談話の漏えいを防ぐ間仕切り等を設ける。 ☐ 洗面所 利用者の特性に応じたもの。 ☐ 便所 利用者の特性に応じたもの。 ☐ 多目的室 支援に支障ない場合は相談室と兼用可	はい いいえ	条例第87条 省令第81条 解釈通知 第五の2
12-2 設備 【短期入所】 ※共生型は次項目	事業所に、次の各項目及びその他の運営に必要な設備を設けていますか。 ☐ 居室 (空床利用型の場合、指定障害者支援施設等の居室であってその全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること。) ・定員は4人以下。・地階に設けてはならない。 ・1人当たりの床面積は8㎡以上(収納設備等を除く) ・寝台又はこれに代わる設備を備える。	はい いいえ	条例第111条 省令第117条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	・ブザー又はこれに代わる設備を設ける。(単独型) ☐ 食 堂 ・食事の提供に支障がない広さを有する。 ・必要な備品を備える。 ☐ 浴 室 ・利用者の特性に応じたもの。 ☐ 洗 面 所 ・利用者の特性に応じたもの。 ・居室のある階ごとに設ける。 ☐ 便 所 ・利用者の特性に応じたもの。 ・居室のある階ごとに設ける。 ※ 空床利用型の場合、設備は、指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。 ※ 併設型の場合、サービスの提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができます。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められません。		
13 設備	共生型障害福祉サービスの場合は、本体事業所として満たすべき設備基準を満たしていますか。	はい いいえ	解釈通知 第五の 4、第六 の 5
【共生型】			

第4 運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
14 施設・設備 の状況	(1)施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、適切に維持管理がなされていますか。 (2)施設・設備の管理に当たっては、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮していますか。	はい いいえ	最低基準条例 第 35 条
15 内容及び手 続きの説明・ 同意	(1)利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項^(※)を重要事項説明書、パンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、同意を得ていますか。 (※)重要事項…運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 ※ 上記の利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついでには、重要事項説明書は 2 部作成し、説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1 部は利用者に交付し、1 部は事業所で保管してください。 ※ 重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に(契約前に)説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 (2)利用契約をしたときは、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面(利用契約書等)を交付していますか。 また、書面を交付する場合は、利用申込者の障害の特性に配慮していますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用(第 11 条の例による) 省令第 93 条、 125 条準用(第 9 条の例による) 解釈通知 準 用 (第 三 の 3(1)の例による)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	※ 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人・法人代表者)です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。ただし、契約権限を規程等により委任している場合を除きます。 ※ 利用契約書は 2 部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、1 部を利用者に交付し、1 部は事業所が保管してください。 ※ 契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない(自動更新規定を設けていない)等の指摘例があります。 ※ 契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。		
16 秘密保持等 (個人情報 提供同意 書)	他の事業者等に対して利用者又は家族に関する情報を提供することについて、あらかじめ文書(個人情報提供同意書)により、利用者又は家族の同意を得ていますか。 ※ サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 ※ 個人情報保護方針等の説明にとどまらず、書面で同意を得てください。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用(第 38 条の例による) 省令第 93 条、 125 条準用(第 36 条の例による)
17 契約支給量 の報告等 【生活介護】	(1) サービス提供に当たり、受給者証記載事項(事業者・事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等)を利用者の受給者証に記載していますか。 ※ 事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 ※ また、記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。(項目 23「受給資格の確認」を参照)	はい いいえ	条例第 100 条準 用(第 12 条の例 による) 省令第 93 条準 用(第 10 条の例 による)
	(2) 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていませんか。	はい いいえ	
	(3) 利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	はい いいえ	
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	はい いいえ	
18 入所の開始 及び終了 【短期入所】	(1) 介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象にサービスを提供していますか。 (2) 他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携により、指定短期入所の提供後も、提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	はい いいえ はい いいえ	条例第 112 条 省令第 118 条
19 入退所の記 録の記載等 【短期入所】	入所又は退所の際、受給者証記載事項(事業所名、入退所年月日等)を利用者の受給者証に記載していますか。 ※ 記載した後に受給者証の写しを保管してください。 ※ サービスの提供により、指定短期入所の総量が支給量に達した場合は、受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出してください。(介護給付費の請求の際に提出することで差し支えないとされています。)	はい いいえ	条例第 113 条 省令第 119 条
20 提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 <正当な理由> ア 現員からは利用申込みに応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用(第 13 条の例によ る) 省令第 93 条、 125 条準用(第

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	合（生活介護を除く） ウ 運営規程に主たる対象とする障害の種類を定めており、該当者以外からの利用申込みがあった場合、その他適切なサービスの提供が困難な場合 エ 入院治療が必要な場合 等		11 条の例による） 解釈通知 準用（第三の 3(3)の例による）
21 連絡調整に 対する協力	サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 14 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 12 条の例による）
22 サービス提供 困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスの提供が困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業所を紹介する等の必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 15 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 13 条の例による）
23 受給資格の 確認	サービスの提供に当たり、受給者証により支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認していますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 16 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 14 条の例による）
24 介護給付費 （訓練等給 付費）の支給 の申請に係 る援助	（1）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 17 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 15 条の例による）
	（2）支給期間の終了に伴う介護給付費（訓練等給付費）の申請について、利用者が引き続き利用を希望する場合は、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請の勧奨等、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	
25 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 18 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 16 条の例による）
26 指定障害福 祉サービス事 業者等との 連携等	（1）サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 19 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 17 条の例による）
	（2）サービスの提供の終了に際し利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	
27 サービスの提 供の記録	（1）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等）をその都度記録していますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用（第 21 条の例による） 省令第 93 条、 125 条準用（第 19 条の例による） 解釈通知 準用（第三の 3(9)の例による）
	（2）サービス提供の記録に際し利用者からサービスを提供した旨の確認を受けていますか。	はい いいえ	
	※ サービス提供の記録に、日々利用の都度、利用者自らが押印・サイン等を行う方法により確認を受けてください。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
28 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 利用者負担額以外に利用者から金銭の支払を求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。	はい いいえ	条例第 100 条、 119 条準用(第 22 条の例による) 省令第 93 条、 125 条準用(第 20 条の例による) 解釈通知 準用(第三の 3 (10)の例による)
	※ 曖昧な名目による徴収や利用者から一律に徴収することは認められません。		
	(2) 金銭の支払を求める際に、使途、額及び支払を求める理由を書面で明らかにするとともに利用者に説明を行いその同意を得ていますか。	はい いいえ	
	※ 利用者負担額はこの限りではありません。		
29 利用者負担額等の受領	(1) サービス提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けていますか。	はい いいえ	条例第 88 条、 第 114 条 省令第 82 条、 第 120 条 解釈通知第五の 3 (11) 準用(第三の 3(11)の例による)
	※利用者負担額を減額または免除することは認められません。 ⇒「58 利益供与等の禁止」参照		
	(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、厚生労働大臣が定める費用基準額を受領していますか。	はい いいえ	
	(3) 上記のほか、提供した便宜に要する費用のうち、利用者から受けることができる次の費用の支払を受けていますか。	はい いいえ	
	① 食事の提供に要する費用 ② (生活介護のみ)創作的活動に係る材料費 ③ (短期入所のみ)光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費)		
	※ 介護給付費等の支給対象となっているサービスに係る費用の徴収は認められません。 ※ お世話料、管理協力費等の曖昧な名目による費用の徴収や利用者からの一律の徴収は認められません。 ※ ⑤「その他の日常生活費」の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 18 年障発第 1206002 号厚労省通知)」を参照してください。		
	(4) (1)～(3)の費用を受領した場合に、利用者に領収書を交付していますか。		
	(5) (3)のサービス提供に当たり、利用者に対しあらかじめサービス内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。	はい いいえ	
30 利用者負担額に係る管理	利用者の依頼を受けて、他事業所の利用負担額も含めて利用負担額の管理(上限額管理)を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定をし、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知していますか。	はい いいえ	条例第 100 条準用(第 24 条の例による) 省令第 93 条準用(第 22 条の例による)
31 介護給付費	(1) 事業者が法定代理受領により市町村から介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知していますか。	はい いいえ	条例第 100 条準用(第 25 条の例による)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
(訓練等給付費)の額に係る通知等	※ 通知は、介護給付費等が支給された日以降に通知してください。(例:4月提供分に係る給付費については、6月15日以降に通知します。) ※ 通知には、通知日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、介護給付費等の支給日・給付額などを記載します。		省令第93条準用(第23条の例による)
	(2)利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい いいえ	
32 サービスの取扱方針	(1)【生活介護】 生活介護の取扱方針は次に掲げる点を踏まえていますか。 ① 事業者は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、適切な支援を行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 ② 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、支援上必要な事項(個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等)について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ③ 事業者は、自らサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの改善を図らなければならない。	はい いいえ	条例第100条準用(第63条の例による) 省令第93条準用(第57条の例による) 解釈通知第五の3(12)準用(第四の3(6)の例による)
	(2)【短期入所】 短期入所の取扱方針は次に掲げる点を踏まえていますか。 ① 短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならない。 ② <u>指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u> ③ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ④ 事業者は、サービスの質の評価を行い、常にサービスの改善を図らなければならない。	はい いいえ	条例第115条 省令第121条
33 個別支援計画の作成	(1)管理者は、サービス管理責任者に、サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	条例第100条準用(第64条の例による) 省令第93条準用(第58条の例による)
	【生活介護】 ※ 個別支援計画には、その計画の作成を担当したサービス管理責任者の氏名を記載してください。 ※ 共生型でサービス管理責任者が配置されていない場合は、(11)を回答してください。		解釈通知第五の3(12)準用(第四の3(7)の例による)
	(2)サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にあたり利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討を行っていますか。	はい いいえ	
	(3)アセスメントに当たっては、利用者に面接を行っていますか。 また、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対し十分説明し、理解を得ていますか。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠						
	(4)サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる項目を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。 また、この場合において、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて、計画の原案に位置付けるよう努めていますか。 ・利用者及び家族の生活に対する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・サービスの目標及びその達成時期 ・サービスを提供する上での留意事項 等	はい いいえ							
	(5)サービス管理責任者は、個別支援計画作成に係る会議(利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。 ＜個別支援計画の検討会議の内容＞ <table><tr><td>会議名</td><td></td></tr><tr><td>開催時期</td><td>新規利用者： そ の 他：</td></tr><tr><td>参加者</td><td>(職種等)</td></tr></table>	会議名		開催時期	新規利用者： そ の 他：	参加者	(職種等)	はい いいえ	
会議名									
開催時期	新規利用者： そ の 他：								
参加者	(職種等)								
	(6)サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい いいえ							
	(7)サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際に、計画を利用者に交付していますか。	はい いいえ							
	(8)サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画を見直していますか。	はい いいえ							
	(9)サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては利用者及び家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り定期的に利用者面接していますか。 また、定期的なモニタリングの結果を記録していますか。	はい いいえ							
	(10)個別支援計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っていますか。 ＜実地指導における指導事例＞ ① 個別支援計画を作成していない。(期限切れを含む) ② 個別支援計画を6月に1回以上、見直していない。 ③ 個別支援計画を利用者に交付していない。 ④ 個別支援計画の原案に、利用者又は家族の同意を得ていない。 ※ 個別支援計画の作成に係る手続きが適切に行われていない場合減算となります。(項目 69(4)「個別支援計画未作成減算」参照。)	はい いいえ							
	(11)【共生型】 サービス管理責任者が配置されていない場合、個別支援計画(生活介護計	はい いいえ	解釈通知 第五の4(2)③						

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	画)に相当する計画を作成するように努めていますか。 ※ 障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。		
34 サービス管理責任者の責務 【生活介護】	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 ① 利用申込者の利用に際し、利用中の他の障害福祉サービス事業所等への照会等により、心身の状況及び他の障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	はい いいえ	条例第100条準用(第65条の例による) 省令第93条準用(第59条の例による)
35 相談及び援助	事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言等を行っていますか。 ※相談内容を記録してください。	はい いいえ	条例第100条、119条準用(第66条の例による) 省令第93条、125条準用(第60条の例による)
36 介護 【生活介護】	(1)利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。	はい いいえ	条例第89条 省令第83条
	(2)利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助(トイレ誘導や排せつ介助等)を行っていますか。	はい いいえ	解釈通知 第五の3(2)
	(3)おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。また、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。	はい いいえ	
	(4)利用者に対し、離床、着替え及び整容その他必要な支援を適切に行っていますか。	はい いいえ	
	(5)常時1人以上の従業者を介護に従事させていますか。 ※ 2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければなりません。	はい いいえ	
	(6)利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい いいえ	
37 サービスの提供 【短期入所】	(1)サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか	はい いいえ	条例116条 省令第122条
	(2)利用者等の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせていませんか。	はい いいえ	解釈通知 第六の4(5)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	(3)利用者から依頼を受けた場合に、利用者に対して食事の提供を行っていますか。 ※食事に関しては、「項目43食事」の(2)～(7)も回答してください。	はい いいえ	
38 入浴支援	(1)個々の入所者の身体状況に応じて、一般浴・特別浴・介助浴等適切な方法により実施していますか。 また、適切な入浴回数を確保していますか。(通常の回数 週 回) ※ 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。	はい いいえ	条例第116条 省令第122条 解釈通知 第六の4(5)②
	(2)入浴が困難な者に対して、シャワー浴、部分浴等により清潔保持に努めていますか。	はい いいえ	
	(3)入浴の介助は、プライバシーを尊重する方法で行われていますか。また、同性介助を実施していますか。	はい いいえ	
	(4)次のような事故防止対策を行っていますか。 ☐ 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間がないようにしている。 ☐ 事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制が確保されている。 ☐ 施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知している。 ☐ 機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認している。 ☐ 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施している。	はい いいえ	
	【入浴中の事故の例】 1 職員が1人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。 2 職員3人で利用者4人を入浴介助中、利用者1人がけがをしたため、職員2人が浴室を離れた。その間、職員1人で利用者3人を介助・見守りしていた。職員が利用者1人の体を洗っているとき、背を向けていた浴槽内の利用者が溺れた。 3 職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。 4 職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、①利用者が座位を保てないこと、②リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあること、を知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 ※ 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があり、たとえ短時間であっても職員が目を見失うことは重大な事故につながる恐れがあります。		
39 喀痰吸引等について	(1)介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。	はい いいえ 該当なし	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3 平成23年 社援発 第1111号 厚生労働省
	該当なしの場合、以下(2)～(9)の点検項目は記入不要です。 次項目に進んでください。		
	(2)事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。)	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント				点検	根拠
	(3)介護福祉士(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。 ☐ 医師の指示書が保管されている。 ☐ 指示書は有効期限内のものとなっている。				はい いいえ	社会・援護局長通知
	(4)喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。					
	(5)対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。				はい いいえ	
	(6)対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。				はい いいえ	
	(7)実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。				はい いいえ	
	(8)たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的を開催していますか。				はい いいえ	
	(9)たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。				はい いいえ	
40 生産活動	(1)生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めていますか。				はい いいえ	条例第 90 条 省令第 84 条
【生活介護】	※ 地域の実情、製品等の需給状況、業界の動向の把握に努め、利用者の心身の状況、意向、適性、障害の特性、能力等を考慮し、多様な生産活動の場の提供に努めなければなりません。					
	(2)生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮していますか。				はい いいえ	解釈通知 第五の3(3)
	※ 利用者の障害の特性や能力等に配慮し、従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的な作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担軽減に配慮しなければなりません。					
	(3)生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていますか。				はい いいえ	
	※ 能率の向上が図られるよう常に作業設備・工具・工程等の改善に努めなければなりません。					
41 工賃の支払等	(4)防じん設備、消火設備の設置等、安全面において必要かつ適切な措置を講じていますか。				はい いいえ	条例第 91 条 省令第 85 条
	事業者は、生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていますか。 ＜平均工賃額を記入してください。＞					
【生活介護】	月額	円	配分基準の有無	有 ・ 無		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠				
	<工賃の算定及び積立金等> ① 工賃は工賃規程等に基づき、適正に算定してください。 ② 会計処理は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱について」(平成18年社援発第1002001号援護局長通知)及び「就労支援の事業の会計処理の基準のQ&A」に基づき処理してください。 ※ なお、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準によります。 ③ 特に工賃変動積立金、設備等整備積立金の積立については条件があるため、上記②の通知に留意してください。		解釈通知 第五の3(4)				
42 職場への定着のための支援等の実施 【生活介護】	(1) 利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めていますか。 ※ 支援の内容 ・ 事業主への助言 ・ 就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を実施 ※ 就職後6月経過後は、以下の支援等を行う必要があります。 ①生活介護事業所と一体的に就労定着支援事業を実施している場合 職場への定着のための支援を実施する。 ②生活介護事業所において就労定着支援事業を実施していない場合 外部の就労定着支援事業所又は就労支援機関(障害者就業・生活支援センター等)により、職場への定着のための支援が継続的に行われるよう、必要な調整を行う。	はい いいえ 該当者なし	条例第92条 省令第85条の2 解釈通知 第五の3(4)の2				
	(2) 事業所が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用され他障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、連絡調整に努めていますか。 ※就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。	はい いいえ					
43 食事	(1) 食事の提供を行っていますか。 <table><tr><td>調理方法</td><td>☐ 直接実施 ☐ 外部委託</td></tr><tr><td>栄養士の配置状況</td><td>☐ 栄養士を配置している ☐ “ していない</td></tr></table> 食事提供なしの場合、以下(2)～(6)の点検項目は記入不要です。 次項目に進んでください。 (短期入所事業所は、利用者等から依頼を受けた場合は、利用者に食事の提供を行わなければなりません。) (2) あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明していますか。また、食事を提供する場合には、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	調理方法	☐ 直接実施 ☐ 外部委託	栄養士の配置状況	☐ 栄養士を配置している ☐ “ していない	はい いいえ	条例第93条 第116条 省令第86条 122条 解釈通知第五の3(5) 解釈通知第六の4(5)③
調理方法	☐ 直接実施 ☐ 外部委託						
栄養士の配置状況	☐ 栄養士を配置している ☐ “ していない						

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	(3)適切な栄養量及び内容の食事の確保のため、栄養士等による栄養管理が行われていますか。あるいは、栄養士を置かない施設においては、献立の内容、栄養価の算定、調理の方法等について保健所等の指導を受けるよう努めていますか。	はい いいえ	
	(4)利用者の心身の状況(咀嚼能力、健康状態等)及び嗜好に合せた調理内容になっていますか。	はい いいえ	
	(5)適切な時間に食事の提供を行っていますか。 ＜時間を記入してください。＞ (朝食) 時 分 ～ 時 分 (昼食) 時 分 ～ 時 分 (夕食) 時 分 ～ 時 分	はい いいえ	
	(6)調理はあらかじめ作成された献立に従って行っていますか。	はい いいえ	
	※ 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えありませんが、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければなりません。		
44 緊急時等の 対応	(1)サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第100条第119条準用(第30条の例による)
	(2)緊急時対応マニュアルを作成していますか。	はい いいえ	省令第93条第125条準用(第28条の例による)
	＜緊急時に備えて日頃からできることの例＞ ・利用者の既往症や発作の有無などを把握。 ・緊急時の連絡方法(医療機関・家族等)や対応方法の整理 ・救急車や医療機関の情報提供など適切な対応ができるようにする。 ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業員で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。 ・救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。 等		
45 健康管理	事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第94条 省令第87条 第125条準用(第87条の例による)
	※ 保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じてください。		
46 利用者の預り金等の取扱い	(1)預り金を事業所で管理する場合は、「預り金管理規程」等を作成し、それに従った方法で管理していますか。	はい いいえ 該当なし	H18.12.6 障発第1206002号 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 H24.3.30 障発 0330 第31号「障害児通所支援又は障害
	※ 利用者の所持金を事業所で管理する場合は、本人、家族、管理者の合意のもとに管理してください。		
	預り金等の取扱いなしの場合、以下(2)～(7)の点検項目は記入不要です。 次項目に進んでください。		
	(2)預り金を保管している場所、通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ定められ、その保管場所も別々の場所で適切に管理されていますか。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
			児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
	(3)利用者からの保管依頼書(契約書)、個人別出納帳等、必要な書類を備え、適正な出納管理が行われていますか。	はい いいえ	
	(4)利用者に金品預り証を発行していますか。また、預かり証は利用者に交付し、事業所はその写しを保管していますか。	はい いいえ	
	(5)預り金の払出しは、利用者の受領印を徴し、複数の職員が立ち会って金銭の授受がなされていますか。預金通帳や出納帳、領収書等は、定期的に点検していますか。	はい いいえ	
	(6)預り金の収支状況を定期的及び求めに応じ、利用者等に知らせていますか。	はい いいえ	
	(7)利用者が退所した場合等に、慰留金品等の引き渡しは適切になされていますか。 ☐ 退所時金品等の引き渡しは、返還請求者及び必要と思われる者の立会いのもとに実施していますか。 ☐ 引き渡し関係書類に、金品の内容、年月日、受取人の記名押印がありますか。	はい いいえ	
47 利用者に関する市町村への通知	(1)利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認めるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって給付費を受け、又は受けようとしたとき。	はい いいえ	条例第 95 条第 119 条準用(第 95 条の例による) 省令第 88 条 125 条準用(第 88 条の例による)
	(2)利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい いいえ	条例第 100 条第 119 条準用(第 31 条の例による) 省令第 93 条第 125 条準用(第 29 条の例による)
48 管理者の責務	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。また、従業者に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	はい いいえ	条例第 100 条第 119 条準用(第 72 条の例による) 省令第 93 条第 125 条準用(第 66 条の例による)
49 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間(生活介護のみ) ④ 利用定員 ⑤ サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域(生活介護のみ) ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項、地域生活支援拠点である場合その旨 等)	はい いいえ	条例第 96 条 第 117 条 省令第 89 条 第 123 条 解釈通知 第五の 3(8) 第六の 4(6)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠					
	※ 法令等で必要な事項が定められているか、また、従業者の員数、営業日・時間、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書等と合っているか点検してください。 なお、運営規程には従業者の員数(人数)を定めればよく、従業者の常勤・非常勤の内訳は定めなくても差し支えありません。また、員数は定数ではなく「〇名以上」と定めることができます。 ※ 通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。 ※ 運営規程を変更した場合には、市(障がい福祉課)に届出が必要です。							
50 勤務体制の確保等	(1)事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい いいえ	条例第100条第119条準用(第74条の例による) 省令第93条第125条準用(第68条の例による)					
	※ 原則として、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。							
	(2)事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除きます。)	はい いいえ	解釈通知 第四の3(17)の例による					
	※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約、その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。							
	(3)従業者の資質向上のため、研修の機会を確保していますか。 ＜研修(研修を兼ねた会議を含む)の回数・内容を記入してください。＞	はい いいえ						
<table><tr><th>前年度</th><th>今年度</th><th>研修等の主な内容</th></tr><tr><td>回</td><td>回</td><td></td></tr></table>	前年度			今年度	研修等の主な内容	回	回	
前年度	今年度			研修等の主な内容				
回	回							
※ 研修機関による研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、出来るだけ計画的・定期的に実施してください。 ※ 研修・会議は後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。								
	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。	はい いいえ						
	※事業所が講ずべき取組については次のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組(マニュアル策定、研修の実施等)を講ずることが望ましいです。							
51 業務継続に向けた取組の強化について	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第100条第119条準用(第35条の2の例による) 省令第93条					
	※業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。							

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		第 125 条準用（第 68 条の 2 の例による） 解釈通知 第三の 3(23) の例による
	(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい いいえ	
	※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。		
	(3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	
52 定員の遵守	(1)【生活介護】 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。） ※ 利用定員を超えた利用者の受入は、原則として禁止されています。ただし、適正なサービス提供が確保され、地域の社会資源の状況等から新規利用者を受け入れざるを得ない等やむを得ない事情がある場合に限り、次の範囲内で受入可能です。 ① 直近の過去3月間の延べ利用者数 定員×開所日数×125/100 (定員 11 人以下の場合:(定員+3)×開所日数)を超える場合 ② 1 日の利用者数が次のいずれかに該当する場合 ア 定員 50 人以下:定員×150/100 を超える場合 イ 定員 51 人以上:75+(定員-50)×125/100 を超える場合 <多機能型事業所の特例> ○平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項 利用定員は最低 20 人ですが、多機能型の各サービスの最低定員は下記のとおりとなります。この場合でも、事業所の合計は 20 人以上必要です。 生活介護、機能訓練、就労移行支援(認定就労移行支援を除く):6 人以上	はい いいえ	条例第 100 条準用(第 75 条の例による) 省令第 93 条準用(第 69 条の例による) 解釈通知第五の 3(12) 報酬通知 第二の 1(7)
	(2)【短期入所】 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスの提供を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。）	はい いいえ	条例第 118 条 省令第 124 条 解釈通知 第四の 3(18) の

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	※ 利用定員を超えた利用者の受入は、原則として禁止されています。ただし、適正なサービス提供が確保され、地域の社会資源の状況等から新規利用者を受け入れざるを得ない等やむを得ない事情がある場合に限り、次の範囲内で受入可能です。 ① 直近の過去3月間の延べ利用者数 定員×開所日数×105/100を超える場合 ② 1日の利用者数が次のいずれかに該当する場合 ア 定員50人以下:定員×110/100を超える場合 イ 定員51人以上:55+(定員-50)×105/100を超える場合		例による 報酬通知 第二の1(7)
	(3)【共生型】 共生型障害福祉サービスの利用定員は、本体事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限としていますか。 ※ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えありません。 (例)定員20人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても可。	はい いいえ	解釈通知 第五の4 第六の5
53 非常災害対策	(1)事業者は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画^(※1)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備^(※2)し、それらを定期的に従業員に周知していますか。 ※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 (※1)具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 (※2)関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。	はい いいえ	条例第100条第119条準用(第76条の例による) 省令第93条第125条準用(第70条の例による)
	(2)非常災害に関する具体的計画の作成にあたっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。	はい いいえ	条例第76条第2項 【独自基準】
	(3)非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。	はい いいえ	条例第76条第3項 【独自基準】

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	(4) 訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。 ※ 非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。	はい いいえ	解釈通知 第四の3(19)の例 による 条例第76条 第4項 【独自基準】
	(5) 非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 ※ 大規模災害の発生時には、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の運配が想定されることから、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。 入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている3日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品(おむつ等)、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源(調理用等)、発電機等が挙げられます。 通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。 ※ 非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」(平成29年3月 山梨県福祉保健部)等を参考としてください。	はい いいえ	条例第76条 第5項 【独自基準】
54 衛生管理等	(1) 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 ※ 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等、感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。	はい いいえ	条例第97条 第119条 省令第90条 第125条 解釈通知 第五の3(9) (第四の3(20)の 例による)
	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ② 感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。 ※ 感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。 ※ 専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めてください。 ※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うこ	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	とも可能です。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（平常時の対策としては、衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。） ※ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。 ※ 事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 ※ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。		労働安全衛生法第66条
	（※）以下の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の発生及びまん延を防止するための措置を徹底していきください。 ・ 「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚労省通知） 1. 感染症拡大防止に向けた取組 （1）施設等における取組 （2）職員の取組 （3）ケア等の実施時の取組 2. 感染者が発生した場合の取組 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚労省通知） 「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日厚労省通知） 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知 別添） 「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室） 「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚労省通知） 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知） 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） ＜従業者等の健康診断の実施＞ ※ 常時使用する労働者には、1年以内毎に1回（深夜業労働者等は6ヶ月毎に1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。		
55 協力医療機関	事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていますか。 ※ 事業所から近距離にあることが望ましいです。	はい いいえ	条例第98条 第119条準用（第98条の例による） 省令第91条 第125条準用（第91条の例による）
56 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。	はい いいえ	条例第99条 第119条準用（第99条の例による）

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	※見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ※従業員の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の名前まで掲示することを求めるものではありません。 ※重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。		省令第 92 条 第 125 条準用(第 92 条の例による) 解釈通知 第五の 3(11) (第四の 3(21)の例による)
57 身体拘束等の禁止	(1)サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。 <例> ・椅子(車いす)にベルトで縛る ・ベッド柵、 ・居室に隔離 ・つなぎ服、ミトン型手袋 ・落ち着かせるための向精神薬の過剰服用 等	はい いいえ	条例第 99 条 第 119 条準用(第 37 条の 2 の例による) 省令第 93 条 第 125 条準用 (第 35 条の 2 の例による)
	(2)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。	はい いいえ	解釈通知 第三の 3(26)の例による
	(3)身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じていますか。 ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底していますか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。	はい いいえ	
	※専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。 ※身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。 ※身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも 1 年に 1 回は開催することが望ましいですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。 ※身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録してください。 ※ 研修の実施に当たっては、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなすことができます。		
	(4) 身体拘束等の解除に向けた経過観察、再検討を常に行い、その内容を記録していますか。 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (平成 30 年 6 月改訂版(厚労省)) ※ やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、個別支援会議等(管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等、支援方針に権限を持つ職員が出席することが必要)において組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。	はい いいえ	
58 情報の提供等	(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。	はい いいえ	条例第 100 条第 119 条準用(第 39 条の例による) 省令第 93 条第 125 条準用(第 37 条の例による)
	(2) 当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	はい いいえ	
	(3) 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 ※ 障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成30年4月より義務化されました。 ※ 報告の期限は、報告年度の7月末日です。(4月1日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から1か月以内) ※ 報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。	はい いいえ	法第 76 条の 3
59 利益供与等の禁止	(1) 相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又は家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい いいえ	条例第 100 条第 119 条準用(第 40 条の例による) 省令第 93 条第 125 条準用(第 38 条の例による) 解釈通知第十の 3(7)
	(2) 相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	※ 障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為や就労斡旋行為を行ってはなりません。 【不適切な具体例】 ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する。 ・障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与する。 ・障害福祉サービスの利用開始等に伴い利用者に祝い金を授与する。 ・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行う。 ・利用者負担額を減額または免除する。(就労継続支援 A 型において市へ届出を行ったうえで行う雇用契約の利用者への減免を除く)		解釈通知第一の2(1)
60 苦情解決	(1) 利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※苦情受付体制を記載してください。	はい いいえ	条例第100条第119条準用(第41条の例による)
	苦情受付担当者 <職名・氏名>		省令第93条第125条準用(第39条の例による)
	苦情解決責任者 <職名・氏名>		解釈通知第三の3(29)の例による
	第三者委員 <職名・氏名>		
	<職名・氏名>		
	※「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいいます。 ※当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされています。		
(2) 苦情について、受付日、内容等を記録していますか。	はい いいえ		
※ 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。 ※ 当該記録は、5年間保存してください。 ※ 苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日厚生省通知・平成29年3月7日最終改正)を参考にしてください。			
	(3) 市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。 ① 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査(実地指導等)に応じていますか。 また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。 ② 提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問(実地指導等)に応じていますか。 ③ 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。 ④ 利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。	はい いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	⑤ 市町村長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。 ⑥ 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力していますか。		
61 事故発生時の対応	(1) サービス提供に際し事故が発生した場合は、甲府市及び支給決定市町村に報告し、利用者(当事者)の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	条例第 100 条第 119 条準用(第 42 条の例による)
	(2) 事故対応マニュアルを作成していますか。また、ヒヤリ・ハット事例を収集し対応策を検討するなど、事故防止に取り組んでいますか。	はい いいえ	省令第 93 条第 125 条準用(第 40 条の例による)
	「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取組指針」(厚生労働省、平成 14 年 3 月)		解釈通知 第三の 3(30)の例による
	※ 事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。(事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません)		
	(3) 事故の状況及び事故に際してとった処置を、記録していますか。	はい いいえ	
	(4) 事故等が発生した場合、原因究明や再発防止策等について事業所で検討・作成し、従業者に周知徹底していますか。	はい いいえ	
	(5) 利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい いいえ	
	(6) 上記(5)のための損害賠償保険に加入していますか。	はい いいえ	
	※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。		
62 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 ③ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待防止委員会の役割は、下記の3つがあります。 ・ 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) ※ 専任の虐待防止担当者(必置)を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。なお、法人単位での委員会設置も可能です。 ※ 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。 ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体	はい いいえ	条例第 100 条第 119 条準用(第 42 条の 2 の例による) 省令第 93 条第 125 条準用(第 40 条の 2 の例による) 解釈通知 第三の 3(31)の例による

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
	拘束適正委員会と一体的に設置・運営することができます。 ※ 虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等进行分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果に従業者周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。 ※ 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。		
63 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分していますか。	はい いいえ	条例第100条第119条準用（第43条の例による） 省令第93条第125条準用（第41条の例による）
64 地域との連携	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていますか。 ※ 地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めてください。	はい いいえ	条例第100条第119条準用（第80条の例による） 省令第93条第125条準用（第74条の例による）
65 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 また、少なくとも次の記録については、サービスを提供した日から5年以上保存していますか。 ＜整備・保管すべき記録＞ ①個別支援計画 ②サービス提供記録 ③利用者に関する市町村への通知に係る記録（項目48参照） ④身体拘束等の記録 ⑤苦情内容等の記録 ⑥事故状況・処置の記録	はい いいえ	条例第100条第119条準用（第81条第44条の例による） 省令第93条第125条準用（第75条第42条の例による） 解釈通知 第四の3(23)の例による

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
66 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長（障がい福祉課）に届け出ていますか。 ※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧表」の項目に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。 ※ 介護給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月15日までに届出が必要です。 ※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（障がい福祉課）に届け出てください。	はい いいえ	法第 46 条 第 1 項 第 2 項 法施行規則 第 34 条の 23 平 18 障 発 第 1031001 号 厚 労 省 部 長 通 知
67 関係施設からの技術的支援 【共生型】	指定障害者福祉サービス事業所その他関連する施設からそれぞれ、障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていますか。	はい いいえ	条例第101条～第 103 条、第 120 条 ～第 121 条 省令第 93 条の 2～ 4、第 125 条の 2～ 3 解釈通知 第五の 4、第六の 5
68 共生型サービスの留意事項 【共生型 生活介護】	同じ場所において、時間によって利用者を分けてサービス提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供していますか。	はい いいえ 該当なし	解釈通知 第五の 4